

就学援助費(入学準備金)の入学前支給について

米原市では、令和8年4月に小学校に入学される児童の保護者で就学援助の要件に該当する方に、就学援助の入学準備金（ランリュック、制服など入学に必要なものを購入する費用）を、入学前（2月下旬）に給付します。

1 入学準備金を受けることができる方

申請日において、次の要件に該当する方

- (1) 市内に居住し、令和8年4月に小学校に入学予定の児童の保護者
- (2) 次の1から4の要件のいずれかに該当する方

要 件	申請に必要な証明書類
1 令和7年度において生活保護の停止または廃止を受けた方 ※世帯変更による廃止は除く	生活保護（停止・廃止）決定通知書
2 令和7年度において児童扶養手当の支給を受けている方	
3 令和7年度において市民税が非課税の方	令和7年1月1日現在の住所が他市町村の場合は、令和7年度(令和6年分)市県民税所得課税証明書の添付が必要です。
4 世帯全員の収入が少なく、子どもの就学が困難な状況にある方（次の表を参照）	

【認定となる世帯の所得基準の例】

世帯構成の例	世帯の年間所得金額
父母と子ども1人（小学生）の3人世帯	約240万円以下
父母と子ども2人（中学生と小学生）の4人世帯	約310万円以下
父母と子ども3人（中学生1人と小学生2人）の5人世帯	約360万円以下

※世帯構成や年齢などにより基準額は異なりますので御注意ください。

2 就学援助費支給の流れ



※ 入学準備金の入学前支給を受けられた方が、入学までに市外へ転出された場合は、入学準備金を全額返還していただきます。

※ 入学準備金の入学前支給を受けられた方も、通常の就学援助の受給には申請が必要です。この場合、令和8年度は新入学児童生徒学用品費を除いて給付します。

【入学準備金を受給できなかった方】

令和8年度入学予定者に支給する入学準備金は、令和6年分の所得に基づき審査を行います。令和8年度の就学援助費(通常)は、令和7年分の所得に基づき審査を行うため、入学準備金の申請をされなかった方や今回給付対象にならなかった方でも、令和8年4月以降に令和8年度の就学援助費を改めて申請いただくことで、令和8年度の就学援助費受給対象と認定される場合があります。

3 申請手続

【受付期間】

令和8年1月5日（月）～2月6日（金）まで

※上記期間内に申請された方のみ入学前支給の対象となります。

【申請に必要な書類】

①就学援助費（入学準備金）受給申請書

（申請書は、次の申請受付場所、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校で配付、またはウェブサイトからダウンロードいただけます。）

②令和7年1月1日現在の住所が他市町村の場合は、所得を証明する書類

③入学準備金の振込先口座の通帳の写し

※申請者（保護者）名義に限ります。

【申請受付場所】

教育総務課（本庁舎）、山東支所、伊吹・近江市民自治センター

4 給付金額等

【給付金額】

小学生 57,060円

※令和7年度分の金額であり、法令等の改正により給付金額が変更することがあります。

【給付時期・給付方法】

2月下旬に申請者（保護者）名義の口座に振り込みます。

5 その他

【令和7年度の申請について】

入学準備金を受給された方でも、入学後に通常の就学援助費の給付を希望される場合は、改めて学校に申請書を提出いただく必要があります。

【申請期間：4月1日から5月上旬までを予定】

この場合、令和7年分の所得に基づき審査を行いますので、入学準備金の給付を受けられた方でも、通常の就学援助の給付を受けられない場合があります。



【お問合せ先】

〒521-8501 米原市米原1016番地 （本庁舎）

米原市教育委員会 教育総務課

電話 0749-53-5151 FAX 0749-53-5129

E-mail kyoikusomu@city.maibara.lg.jp

